

檀原公苑使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第七号

檀原公苑使用条例の一部を改正する条例

檀原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表庭球場の部その他のコートの項を削り、同表クラブハウスの部を次のように改める。

クラブハウス	会議室 A		会議室 B	
	二、	四〇〇円	一、	一三〇円
	三、	二〇〇円	一、	三三〇円
	三、	八〇〇円	一、	八〇〇円
	五、	六〇〇円	二、	四六〇円

別表の一の表の注7中「人工芝コートの使用にあつては」及び「、その他のコートの使用にあつては三百七十円」を削る。

別表の三中「公苑本館」の下に「及びクラブハウス」を加え、同表の表に注として次のように加える。

注 クラブハウスの宿泊室を宿泊以外の用で使用する場合の使用料は、一室一時間につき、午前九時から午後五時までの使用にあつては三百円、午前九時以前又は午後五時以後の使用にあつては五百円とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の檀原公苑使用条例の規定による使用料の

額を超えない範囲内において、行うことができる。